平成 18 年 11 月 27 日

各　位

会 社 名　中国電力株式会社
代表者名　取締役社長　　山　下　　隆
（コード番号：9504 東証・大証第１部）
問合せ先　ＣＳＲ推進部門マネージャー
（株式・文書担当）
宮 本　伸 一
（TEL 082-523-6147）

下関発電所取水温度問題に関する調査状況について

当社は，下関発電所（所在地：山口県下関市，所長：岡村（おかむら） 正利（まさとし））の冷却用海水の取水温度測定において制御装置の設定を変更していた問題（平成１８年１１月１５日報道発表済）について，１１月１６日に緊急対策本部（本部長：副社長 末廣（すえひろ） 惠雄（しげお））を設置し，事実関係の調査を進めてまいりました。

調査にあたっては，関係資料の整理・分析および関係者からの聴き取りの結果から，総合的に事実関係を解明するよう努めました。

なお，聴き取り調査は弁護士立会いのもとで行い，客観性の確保に留意しました。

これまでの調査で，少なくとも平成８年６月から，取水温度の測定値が実際の温度よりも高くなるよう制御装置の設定を変更していたことが分かりました。この設定変更の影響を排除した場合，制御装置の設定値が確認できた平成８年６月から平成１８年１０月までの１２５カ月分の報告のうち５７カ月分で，山口県および下関市と締結している公害防止協定で定められた取放水温度差の協定値を逸脱していたことを確認しました。設定を変更していた理由としては，協定値を超過した際には発電出力を抑制しなければならず，そういった事態となることを避けるためであったものと判断しています。（詳細は別紙１のとおり）

公害防止協定を締結しているにもかかわらず，発電所の運転を継続するために制御装置の設定変更を行っていた行為はあってはならないことであり，地域の皆さまからの信頼を大きく損ないましたことを深刻に受け止め，心からお詫び申し上げます。

これまでの調査結果および今後の調査等については，本日，山口県および下関市に報告しました。

今後は，引き続き事実関係の調査を進めるとともに，環境への影響を評価してまいります。調査にあたっては，外部の専門家によるプロジェクトチームが調査を主導する体制とし，透明性・客観性をさらに強化します。（詳細は別紙２のとおり）

また，徹底的に原因を究明した上で具体的な再発防止策を策定し，１２月末を目途に調査結果を取りまとめるよう全力を傾注してまいります。

以　上

＜添付資料＞

別紙１・・・これまでの調査で判明した事実関係

別紙２・・・今後の調査について

別紙１

これまでの調査で判明した事実関係

１．記録計の温度表示値の変更

制御装置に残されていた設定変更記録（平成８年８月３０日～平成１８年１１月１４日までの記録が現存）およびパラメータ変更記録簿（平成８年６月からの変更分を記載）にて，制御装置内で取水温度測定データを変更した経歴を確認した結果，少なくとも平成８年６月から，制御装置の保守用パソコンを使って，取水温度の測定値を実際の値より高くなるように，パラメータを変更する操作をしていた。

２．協定値の逸脱

測定値の変更とその変更値が確認できた平成８年６月から平成１８年１０月までの１２５カ月分の下関市へ提出した報告書に記載された取放水温度差の報告値について，パラメータ変更の影響を排除すると，５７カ月分の報告値が，取放水温度差に関する協定値を逸脱していたことを確認した。

３．温度測定値の変更を始めた時期

平成８年６月以前の状況については，主に関係者からの聴き取り調査において，昭和５５年には取水温度の測定値を実際の値より高く変更していたという証言，また，下関発電所２号機の営業運転開始時（昭和５２年９月）から，測定値の変更が行なわれていた可能性もあるという証言もある。したがって，現時点においては変更を開始した正確な時期については不明と言わざるを得ず，今後更に調査を行う。

４．測定値変更を行った理由

下関１・２号機を定格出力運転（１号機：１７．５万ｋW，２号機：４０万ｋW）した場合，熱負荷量および取放水温度差に関する協定値を超過することがあり，協定値を遵守するためには，発電所の出力を抑制する必要がある。

これまでの調査において，協定値を逸脱した取放水温度差の値が報告値として記載されないよう，また取放水温度差の警報が作動しないよう，設定の変更を行っていたことが確認された。このことから，公害防止協定の意味は理解しながらも，発電（定格出力の維持）を優先し，出力抑制をしなければならないという事態を避けるために設定の変更を行っていたものと判断している。

なお，公害防止協定の締結にあたって，当社が協定値を遵守できると判断した根拠については，今後更に調査を行う。

５．測定値変更の関与者

平成８年６月以降に行っていた制御装置の設定変更については，当社管理職の指示または了解を得て当社担当者が行ってきた。この設定の変更については，これまでのところ明確な証言は得られていないが，関係者間で引き継がれたものと考えられる。

また，取水温度の測定値を高く変更していることについては，制御装置に携わる社員以外にも，一部の管理職を含めて下関発電所の複数の社員が知っていたようである（聴き取り調査による）。

６．取水温度計点検記録の改ざん

当社は，制御装置において変更が加えられたことが点検記録に残らないよう，点検作業を発注している当社のグループ企業である中電プラント（株）に対し，点検記録の改ざんを指示していた。

以　上

別紙２

今後の調査について

１．調査方針

（１）客観性の確保

調査の客観性・透明性を高めるため，外部専門家を増員し，外部専門家主導の下での調査を継続的に行う。

（２）調査体制

本件に関する調査体制は以下の図のとおりである。

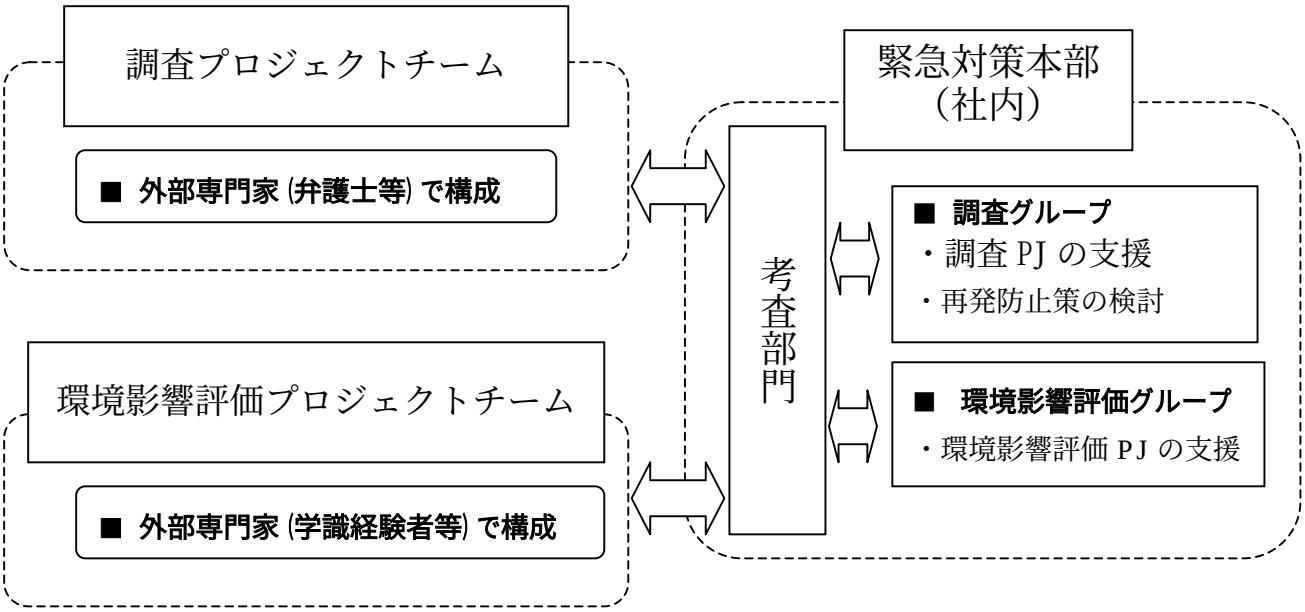

２．調査事項

（１） 温度測定値変更の開始時期・目的等

（２） 測定値変更行為の関与者

（３） 設備仕様と公害防止協定の関係

（４） 周辺環境への影響調査

（５） その他必要な事項

３．再発防止策

透明性を確保した調査体制で事実関係を更に明確にし，公害防止協定を逸脱した根本原因の洗い出しを行った上で，再発防止策の検討を行う。

４．調査結果の最終報告

再発防止策を含め，１２月末を目途に調査結果を取りまとめ，最終報告を行いたいと考えている。

以　上